

質問第一〇三号

消防救急無線の広域化・共同化の整備状況に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年五月九日

古賀之土

参議院議長 伊達忠一殿

○

○

## 消防救急無線の広域化・共同化の整備状況に関する質問主意書

今後発生すると予想されている大災害においては、被災地域及びその周辺地域の消防救急体制だけでは十分ではなく、区域を越えた消防の応援体制を整えていくことが重要である。その際、応援に入る消防救急部隊と応援を受ける消防救急部隊との間の連携の鍵となるのが消防救急無線であり、その広域化・共同化により、連携の実効性を確保することがいつそう求められている。

そこで、以下質問する。

一 都道府県域を対象とする消防救急無線の広域化・共同化の整備状況について、（一）各基地局からの共通波の回線を、都道府県内各地区の消防指令センターを経由せずに都道府県を統括する代表消防本部等に集約するネットワーク、（二）各基地局からの共通波の回線を、都道府県内各地区の消防指令センターを経由して都道府県を統括する代表消防本部等に集約するネットワークの種別毎に、都道府県名を付して明らかにされたい。なお、都道府県域を一つのブロックとする方法以外に消防救急無線の広域化・共同化の整備を進めている事例が存在する場合には、その事例について都道府県名を付して明示されたい。

二 前記一について、都道府県を統括する代表消防本部の施設が機能を失った場合における予備的施設が存

在する都道府県を示されたい。

三 前記一について、複数の都道府県で共通波の回線を使用している事例があれば、明らかにされたい。

四 前記一について、全国における消防救急無線の広域化・共同化の整備状況（使用する周波数を含む）を、都道府県を統括する代表消防本部及び都道府県内各地区の消防指令センターに周知しているか、明らかにされたい。周知していない場合には、今後、周知を徹底するべきであると考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。